

発委第 1 号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

上記の意見書を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 7 項及び八雲町議会会議規則（平成 17 年八雲町議会規則第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 9 月 10 日

提 出 者

総務経済常任委員会委員長 牧 野 仁

八雲町議会議長 大久保 建一 様

## 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性を有し、農畜産物や水産物の全国有数の生産地として国民の食を支えている。また、近年では風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの高いポテンシャルにも注目が集まっており、これらの強みを生かしながら、持続可能で活力ある北海道の実現を目指している。

一方で、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間をはじめ、自然災害による交通障害、幹線道路や通学路での交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

これらの課題解決に向け、次世代半導体、GX、AI・DXといった産業の集積促進、国際競争力の強化、人流・物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靱な地域づくりを一層進めるため、高規格道路から道道・市町村道に至る道路網整備や老朽化対策を着実に進める必要がある。また、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の維持など、冬期の安全・安心の確保も重要である。

よって、国においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応など、国土強靱化を一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 道民の命と暮らしを守り、地域を強く豊かなものとしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備・維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に推進し、道路の安全・安心を確保するために、資材価格や人件費の高騰等の影響を踏まえた必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で確保すること。
- 3 高規格道路の未整備区間の解消、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を進め、災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。
- 4 令和8年度末で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業について、道路等の長寿命化推進のため、期限を延長すること。
- 5 冬期の安全な道路交通の確保や通学路等の交通安全対策など、地域生活を支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。
- 6 道路整備の事業評価において、多様な効果も考慮するとともに、社会的割引率を含め、事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築すること。
- 7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月10日

北海道二海郡八雲町議会議長 大久保 建一

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

国土強靱化担当大臣